



### 定額減税補足給付金の 提出期限を延長しました

定額減税補足給付金（不足額給付）の提出期限を12月15日（月・消印有効）まで延長しました。対象の方で確認書が届かない場合はお問い合わせください。令和6年中に転入された方には11月中旬に郵送します。

☎ 総務課給付金コールセンター ☎  
083・934・2888

### 障害者控除対象者 認定書の交付

障害者控除対象者認定書とは、身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、障害者控除の対象と認められる場合に交付するものです。所得税または住民税の申告や年末調整をするときに、この認定書を提示することで、本人または扶養者が、障害者控除や特別障害者控除を受けることができます。

▼対象者（全てに該当する方）市内に住所を有する65歳以上の方／寝たきりの方または精神もしくは身

▼本庁舎・山口 (〒753・8650 亀山町2・1) ☎0833・9222・4111  
▼小郡 (〒754・8511 小郡下郷609・1) ☎0833・9733・2411  
▼秋穂 (〒754・1192 秋穂東6570) ☎0833・9844・2121

体に何らかの障がいがありながら身体障害者手帳などの交付を受けていない方

▼手続き方法 障害者控除対象者認定申請書と、左記のいずれかを山口市役所本庁舎（山口総合支所）1階9番の窓口または各総合支所総合サービス課へ提出してください。

・介護保険証（介護保険の要介護・要支援認定を受けている方）

・障害者控除対象者認定に係る診断書（介護保険の要介護・要支援認定を受けていない方）

※詳細および申請に係る様式等は下の二次元コード  
参照。



☎ 障がい福祉課 ☎083・934・2794

### 12月3日～9日は 「障害者週間」

「障害者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、設定されています。

## 市議会12月定例会日程（予定）

☎ 市議会事務局 ☎083-934-2855

■時間 各日10時から  
(11日の予算決算委員会は本会議終了後)  
※日程や時間は変更することがあります。

期日	内容	場所 山口市役所本庁舎 (山口総合支所) 6階
12月1日(月)	本会議(初日)	市議会議場
8日(月)～11日(木)	本会議(一般質問・質疑)	
11日(木)	予算決算委員会	会議室 603
15日(月)	教育民生委員会	第1委員会室
	生活環境委員会	第2委員会室
16日(火)	総務委員会	第1委員会室
	農林建設委員会	第2委員会室
18日(木)	予算決算委員会	会議室 603
22日(月)	本会議(最終日)	市議会議場

テレビやインターネットでもご覧になれます

- ケーブルビジョンでは、一般質問や質疑の様態を放送しています。(10時～17時)
- インターネットでは、本会議開催日から1週間程度で録画配信を予定しています。閲覧にあたっては、山口市議会のウェブサイトからご覧ください。



▼阿知須 (〒754・1292 阿知須2743) ☎0836・655・4111  
▼徳地 (〒747・0292 徳地堀1561・1) ☎0835・52・1111  
▼阿東 (〒759・1512 阿東徳佐中3417・2) ☎0833・956・0111

【第31回山口県障害者芸術文化祭の応募作品の展示】

▼期間 11月25日(火)～12月4日(木) (12月1日(月)は休み)

▼場所 県政資料館(滝町1・1)

▼日時 12月6日(土) 9時45分～12時

▼場所 カリエンテ山口(湯田温泉五丁目1・1)

☎ 障がい福祉課 ☎083・934・

2794、☎083・934・4142

### 高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者の人権を守るためには、「虐待」への理解と対応が大切です。特に高齢者を介護するご家族の負担は大きく、介護疲れや孤立感等から状況が深刻化することがあります。虐待かもしれないと思われた

障がいを知り  
共に生きる

## 障がい者虐待を防ぎましょう

虐待というとはひどい暴力などがイメージされますが、殴る、怒鳴るの他にも世話の放棄や本人のお金を勝手に使う等、日常生活の中に潜んでいることがあります。障がい者に対する虐待はその権利や尊厳を害するものであり、自立と社会参加の大きな妨げとなります。地域の皆さんが「見逃さない・見過ごさない」意識を持って虐待防止に取り組むことが大切です。

虐待かもしれないと思われたら、障がい者虐待防止センターにご相談ください。通報された方の個人情報は守られます。



障がい者虐待防止センター  
(障がい者基幹相談支援センター)  
☎ 083-934-2988 FAX 083-934-4142

ら、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。相談・通報された方の個人情報を守られます。

基幹型地域包括支援センター(市内全域) ☎ 083・934・2758、または各地域包括支援センター

## 県民手帳を販売します

県勢情報や日常生活に役立つ情報が満載の便利な手帳です。

販売期間 11月14日(金)～令和8年1月20日(火)

販売場所 デジタル推進課、各総合支所地域振興課、各地域交流セ

## 水道管の冬支度を

気温が氷点下になると、水道管や蛇口の中の水が凍り、器具が破損したり、ひび割れたりします。露出した水道管や蛇口に発泡スチロール等のカバーをして、凍結防止に努めましょう。水道管や蛇口が凍結し破損したときは、元栓(止水栓、内バルブ)

ンター(次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東) および分館

販売価格 1冊660円

大きさ 8×14cm

デジタル推進課 ☎ 083・934・2748、または最寄りの販売所

## 消費生活センターからのお知らせ

を締めて、左記にご連絡ください。

上下水道局水道整備課 ☎ 083・933・6670、南部上下水道事務所 ☎ 083・973・8184、阿東簡易水道事務所 ☎ 083・956・0981、または上下水道局指定工事業者

## 【電話の回線を変えると安くなる?】

「電話代が安くなる、今なら工事費が無料」と言って、電話回線を変更させる電話があったという相談が増えています。また、電話回線を変更したら、契約会社が別の会社に変更していたという相談もあります。勧誘の電話があってもすぐに承諾しないで、家族・知人などに相談しましょう。不安に感じたら消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター ☎ 083・934・7171

## 12月4日～10日は「人権週間」

一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分配慮した行動を取りましょう。

## 【「差別解消3法」を「存じますか】

平成28年に差別を解消することを目的に、いわゆる差別解消3法「障

害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律をきっかけに、「かけがえのない命」を大切に、「思いやりの心」を育て、平和で豊かな社会を実現しましょう。詳細は下の二次元コード参照。



みんなの人権110番 ☎ 0570・003・110、子どもの人権110番 ☎ 0120・007・110、外国語人権相談ダイヤル ☎ 0570・090・911

※法務局で常時開設している専用相談電話です。相談費用は無料で、秘密は固く守られます。

## 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(水)から25日(火)は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力等、女性に対する暴

## 年末年始の交通安全県民運動

12月10日～1月3日



飲酒運転を絶対にしない、させない

力は、人権を著しく侵害するものであり、決して許されることではありません。傷ついたことや不安なことがあれば、ひとりで悩まないで、まずはご相談ください。

▼相談専用ダイヤル ☎0833・934・2743

▼相談日時 火～土曜10時～16時（祝日・年末年始を除く）

※面接相談は事前に電話でご予約ください。

【所申】男女共同参画センター（中央二丁目5・1） ☎0833・934・2841

### 資源物ステーションは ごみ捨て場ではありません

市内6カ所にある資源物ステーションで違反ごみの排出が多発しており、違反ごみの分別、処理に多大な労力と費用がかかっています。ルールを守って正しく利用してください。

【持ち込めないもの】

×資源物以外のもの  
燃やせるごみ、発泡スチロール、燃やせないごみ、金属・小型家電製品、粗大ごみ

×汚れている資源物  
×小型充電式電池、モバイルバッテリー

×ボタン電池、コイン電池  
×電子たばこ、加熱式たばこ  
×中身が見えない袋に入っているもの

### ごみ収集カレンダーの デザインを変更します

令和8年度版から1ページに2カ月分のカレンダーを表示するようデザインを変更します。このことにより、ページ数が8ページ減り、自治会を通じて行う配布時の負担軽減やごみ減量化につながります。詳細は下の二次元コード参照。



▲令和8年度版 ごみ収集カレンダーのデザイン

☎資源循環推進課 ☎0833・941・2185



### 市営住宅等入居者募集

▼募集団地  
【市営住宅】

（山口）…下田・折本・東山・中園町・矢原・錦町・三和町第5、（南部）…新山口・円座・東津、（徳

### ふるさと納税を通じて 動物愛護への 支援をしませんか？

本市では、地域が抱える課題等に関する公民連携の取り組みとして、ふるさと納税制度を通じた支援を行います（※詳細は下の二次元コード参照）。

※山口市民も寄附可能です。  
※返礼品はありません。



#### 【動物愛護への支援】

飼い主のいない猫（野良猫）に不妊・去勢手術を施し、生活環境被害を低減させ、生きていけない不幸な命を増やさないために、寄附額のうちの5割を限度に、個人や団体、地域等が行う不妊・去勢手術費の補助に活用します。



☎環境衛生課 ☎083-934-2690

地）…堀・三谷川、（阿東）…長沢・岡  
※単身申込可能住戸  
右記のうち、（山口）…東山・中園町・矢原・錦町・三和町第5、（徳地）…堀・三谷川、（阿東）…岡

【特定公共賃貸住宅】  
（山口）…佐山、（南部）…下村・飛石

【地域優良賃貸住宅】  
（南部）…飛石

▼募集要項等の配布  
11月17日（月）～28日（金）  
▼申込資格（すべてに該当する方）  
住宅に困っていることが明らかかな方／原則、同居しようとする親族

等がいる方／条例で定める収入基準に該当する方／申込者、同居しようとする親族等が暴力団員でないこと

▼抽選日 12月5日（金）

※申し込みのなかった住宅は、12月12日（金）から随時募集申込開始  
▼入居時期 令和8年1月13日（火）～26日（月）

【印】11月17日（月）～28日（金）消印有効に、持参または郵送で、所定の様式に必要事項を記入の上、建築課 ☎0833・934・2843

※様式は建築課または各土木事務所等で配布